第26期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2021年３月30日（火曜日）
午前10時

開催場所

川崎市麻生区上麻生１丁目１番１号
ホテル　モリノ新百合丘
７階　桧の間

株主様へのお願い

本株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、本年の株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株式会社グローバルインフォメーション

証券コード：4171

Global Information, Inc.

目 次

第26期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 4
事業報告 …… 6
連結計算書類 …… 27
計算書類 …… 30
監査報告書 …… 33
株主総会会場ご案内 …… 巻末

証券コード　4171
2021年３月12日

株 主 各 位

川崎市麻生区万福寺一丁目２番３号　アーシスビル７階
株式会社グローバルインフォメーション
代 表 取 締 役 社 長　　小　野　　悟

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
　なお、本株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、本年の株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を事前に行使くださいますようお願い申し上げます。
　書面又は電磁的方法（インターネット）による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2021年３月29日（月曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．　開　催　日　時　2021年３月30日（火曜日）　午前10時
２．　開　催　場　所　川崎市麻生区上麻生１丁目１番１号
ホテル モリノ新百合丘　７階　桧の間
３．　会議の目的事項
報 告 事 項
１．第26期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第26期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金配当の件
第２号議案　取締役１名選任の件

以上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
■当社ウェブサイト　https://corporate.gii.co.jp

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席による議決権行使

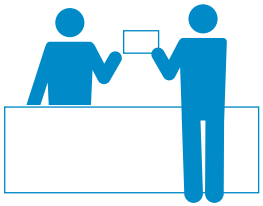

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第26期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

株主総会開催日時
2021年３月30日（火曜日） 午前10時

書面による議決権行使

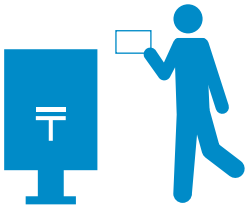

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようにご返信ください。

各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

行　使　期　限
2021年３月29日（月曜日） 午後６時00分到着分まで

インターネットによる議決権行使

（詳しくは次頁をご覧ください）

スマートフォンで議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又はパソコン等で当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード、パスワード」入力による方法で議案に対する賛否をご入力ください。

行　使　期　限
2021年３月29日（月曜日） 午後６時00分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

（1）書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（2）インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使

行使期限
2021年3月29日(月曜日)午後6時00分まで

「スマート行使」による方法

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。

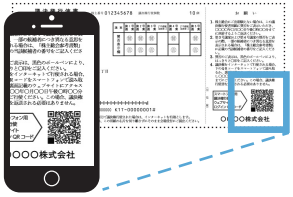

ご注意 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

2 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

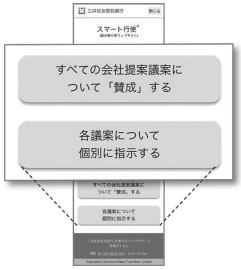

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合わせください。

※「QR コード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

1 ウェブサイトへアクセス
https://www.web54.net

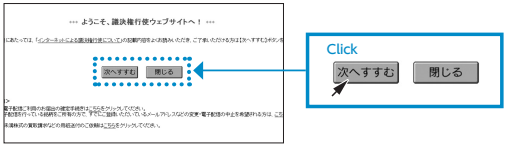

2 ログイン

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

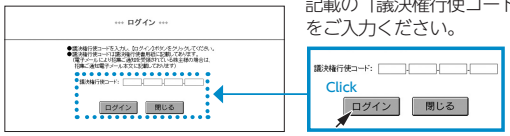

3 パスワードの入力

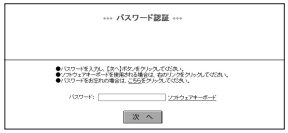

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話番号：**0120-652-031**（フリーダイヤル）
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第１号議案　剰余金配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、配当原資確保のための収益力を強化し、中長期的な持続的成長と経営環境の変化に耐え得る経営基盤充実のための内部留保とのバランスを考慮しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の配当につきましては、業績の状況、経営環境などを勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金　30円　　総額　78,750,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　2021年３月31日

第２号議案　取締役１名選任の件

コーポレートガバナンスのさらなる強化のため、新たに社外取締役１名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当　社株式の数
新　任　社　外取締役　独　立役　員 おかだ　なおと 岡　田　尚　人 (1977年７月16日)	2001年11月　司法試験合格 2003年10月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 2003年10月　岡田・今西法律事務所（現 岡田・今西・山本法律事務所）入所 2015年４月　第二東京弁護士会会社法研究会代表幹事（現任） 2019年１月　岡田・今西・山本法律事務所パートナー（現任）	－株
社外取締役候補者とした理由 岡田尚人氏は、略歴に記載のとおり、長年にわたり弁護士として法律実務に携わり、所属する第二東京弁護士会では会社法研究会の代表幹事を務めております。企業法務に関する幅広い知見を有していることから、社外取締役の職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者とするものです。		

（注）１．取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、岡田尚人氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

３．当社は、岡田尚人氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする予定です。

４．当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

なお、岡田尚人氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

［添付書類］

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年１月１日～2020年12月31日）における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全世界で経済活動が大きく制限され、極めて厳しい状況が続きました。日本国内においては、緊急事態宣言が解除された５月以降、経済活動が再開されましたが、足もとでは再び感染者数が増加しており、依然として予断を許さない状況となっております。

そうした中、当社グループが属する市場調査レポート出版業界においては、昨今のインド系調査出版会社の著しい成長や調査出版会社自身による直販部門の戦略的強化などにより競争が激化しつつあり、当社グループを取り巻く環境は大きく様変わりしております。

このような状況の下、当社グループは今期を初年度とした３か年の「2020 中期経営計画」に基づき、新規調査出版会社の開拓、既存調査出版会社との関係強化等に取り組み、収益拡大に取り組んでまいりました。商品面においては、新規仕入先の開拓を積極的に推し進める一方で、取扱商品数の増加に対応するため、翻訳業務のさらなる自動化・効率化に注力いたしました。販売面においては、ダイレクトメール等のマーケティング活動の見直しや顧客対応のオンライン化等の取り組みにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を低減することに努めてまいりましたが、感染症の蔓延により当社の業績に対する影響は予定されていた会議・展示会のキャンセル又は延期という形で２月頃より国際会議・展示会事業に現れ始め、緊急事態宣言が発令された４月以降はその他の事業にも影響が及び、売上高及び営業利益が当初の計画を下回る状況が続いたため、８月に年度予算の修正を実施しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,153,861千円、営業利益は320,560千円、経常利益は332,245千円、親会社株主に帰属する当期純利益は255,632千円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① 市場・技術動向に関する情報提供事業

当セグメントは、取扱商品・サービスの違いにより、市場調査レポート事業、年間情報サービス事業、委託調査事業及び国際会議・展示会事業の４つに区分されております。以下には事業区分別の業績について記載いたします。

(a) 市場調査レポート事業

当社の主力である市場調査レポート事業は、４月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた顧客企業の活動が制限されたこと等を理由に、第３四半期までは前年同期の売上高を下回る時期が続きましたが、第４四半期においては、本社部門、韓国支店及び台湾支店において、売上高は前年同期を上回りました。

この結果、市場調査レポート事業全体では、前期比1.8％増の1,808,999千円となりました。

(b) 年間情報サービス事業

年間情報サービス事業は、本社部門、海外部門とも売上高が前期を大きく上回りました。

この結果、年間情報サービス事業全体では、前期比22.6％増の132,404千円となりました。

(c) 委託調査事業

委託調査事業は、本社部門、海外部門いずれにおいても、受託件数が前期と比較して減少し、売上高が前期を下回りました。

この結果、委託調査事業全体では、前期比6.8％減の146,670千円となりました。

(d) 国際会議・展示会事業

国際会議・展示会事業は、２月以降、新型コロナウイルス蔓延の影響を受け、予定されていた多くの会議・展示会の中止又は延期が相次ぎ、本社部門、海外部門とも売上高は前期を大きく下回りました。

この結果、国際会議・展示会事業全体では、前期比80.0％減の53,354千円となりました。

以上より、当セグメントの売上高は2,141,429千円となり、営業利益は337,053千円となりました。

② その他事業

当セグメントにおきましては、株式会社ギブテックにおけるIoT（モノのインターネット）向け無線通信方式であるLPWA通信に関する製品の販売、コンサルティング及びセミナーでの講演により売上高は12,431千円となり、営業損失は23,692千円となりました。

(2) 設備投資等の状況

記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2020年12月24日に東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱスタンダード市場に上場し、公募増資により、139,150千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収合併または新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

記載すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社の属する市場調査レポート業界において、昨今の欧米系出版社を量的に凌駕するインド系・中国系出版社の著しい台頭や出版社自身による直販部門の戦略的強化など、当社を取り巻く環境は大きく変化しております。

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 「2021 中期経営計画」の実践

当社は、上記外部環境の変化に必要な経営戦略を可視化し、的確、迅速に対応するために、2021年12月期を初年度とする３ヵ年の「2021 中期経営計画」を策定しております。「2021 中期経営計画」には、外部環境の変化を踏まえ社内資源の最適配分を考慮して、取組むべき中期的な経営戦略を盛り込むとともに、数値計画を策定しております。当社は、この「2021 中期経営計画」を達成することで競合他社との比較優位性を高め、持

続的な企業価値の向上を目指してまいります。
「2021 中期経営計画」で定めた中期的な経営戦略のテーマは次のとおりです。

■「2021 中期経営計画」における経営戦略のテーマ
- 調査出版会社との関係強化
- 顧客との関係強化
- WEB集客力の強化
- ブランド力の強化
- 商品登録及び翻訳作業の効率化
- ＩＴ基盤の強化

当社は、上記取組むべき戦略テーマを、各部門のアクションプランにブレークダウンし、経営目標と各部門のベクトルを一致させながら、月次単位で進捗管理を行い、経営目標達成に向けて取り組んでまいります。

② 有能な人材の確保と育成
当社は、事業の継続的な発展を実現するためには、有能な人材の確保と育成が不可欠な課題であると考えております。そのために、収益性を考慮した人員の最適化を図っていくとともに、事業構造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を適時採用するほか、社内の育成環境の強化を推し進めてまいります。
また、社員の処遇向上と福利厚生の充実など、社員ひとりひとりが責任と誇りを持って満足して働く環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

③ コーポレート・ガバナンス、内部管理体制の強化
当社は、環境変化へ迅速に対応しつつ持続的な成長を維持していくためには、コーポレート・ガバナンスと内部管理体制の強化が重要な課題の一つと認識しております。
そのために、内部監査による定期的なモニタリングの実施等により内部統制の実効性を高め、リスクマネジメント、コンプライアンスを含めたコーポレート・ガバナンス体制の構築と運用を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2017年12月期 第23期	2018年12月期 第24期	2019年12月期 第25期	2020年12月期 第26期 (当連結会計年度)
売　上　高（千円）	2,218,574	2,363,832	2,309,627	2,153,861
経　常　利　益（千円）	344,086	321,376	342,528	332,245
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	250,528	219,606	229,138	255,632
１株当たり当期純利益（円）	100.21	87.84	91.66	102.13
総　資　産（千円）	1,538,182	1,495,338	1,732,474	1,919,961
純　資　産（千円）	696,513	790,606	998,872	1,351,946

（注）１．当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第25期以前については、当社単体の数値を記載しております。そのため、第25期以前の「親会社株主に帰属する当期純利益」は、当社単体の「当期純利益」の数値となっております。
２．当社は、2018年８月16日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。第23期の期首に当該分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。
３．当社は、2019年７月18日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。第23期の期首に当該分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ギブテック	30,000千円	100.0%	IoT向け無線通信LPWA関連機器の製造・販売

（11）主要な事業内容

当社グループの事業は、市場・技術動向に関する情報提供事業セグメント及びその他事業セグメントの２つのセグメントから構成されております。

（市場・技術動向に関する情報提供事業）

本セグメントにおいては、市場調査レポート事業、年間情報サービス事業、委託調査事業及び国際会議・展示会事業の４事業を主要な事業としております。

① 市場調査レポート事業

調査出版会社の専門アナリストが、特定テーマに沿って市場の調査・分析を行い、市場規模・予測、テクノロジーのトレンド、規制風土、競合環境・市場シェア、参入状況等を体系的にまとめたレポートを仕入れし、販売する事業であります。

② 年間情報サービス事業

年間契約型の情報サービスで、基本的に１年間の契約で特定の調査出版会社の出版物やデータ情報を販売する事業であります。

③ 委託調査事業

顧客の市場情報ニーズに合わせ、オーダーメイドの調査レポートを提供する事業であります。

④ 国際会議・展示会事業

国際会議や展示会への参加者、出展者やスポンサーを募集する事業であります。

（その他事業）

本セグメントには、株式会社ギブテックにおけるIoT向け無線通信LPWA関連機器の製造・販売、システム導入のためのコンサルティング及びセミナー講演等の事業が含まれます。

（12）主要な営業所

① 当社

区　　分	所　在　地
本　　社	神奈川県川崎市
米 国 支 店	米国　コネチカット州
韓 国 支 店	韓国　ソウル市
台 湾 支 店	台湾　台北市
シンガポール支店	シンガポール
ヨーロッパ支店	ベルギー　ブリュッセル市

② 子会社

会　社　名	所　在　地
株式会社ギブテック	神奈川県川崎市

（13）従業員の状況

	従業員数	前連結会計年度末比増減
国　内	27名	△3名
海　外	18名	△3名
合　計	45名	△6名

（注）上記従業員数は、使用人兼務役員及び臨時従業員は含んでおりません。

（14）主要な借入先

記載すべき事項はありません。

（15）その他の企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　10,000,000株

（2）発行済株式の総数　2,625,000株

（3）株主数　1,351名

（4）大株主

株　主　名	持　株　数	持株比率
小野　悟	825,000株	31.4%
小野　優子	625,000株	23.8%
田野　聡美	150,000株	5.7%
樋口　めぐ美	150,000株	5.7%
株式会社いちとせ	150,000株	5.7%
株式会社エルワイアール	150,000株	5.7%
株式会社SBI証券	65,700株	2.5%
楽天証券株式会社	45,300株	1.7%
豊証券株式会社	27,600株	1.1%
松井証券株式会社	26,900株	1.0%

（注）小数点第１位未満を四捨五入して表示しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		2018年７月30日
新株予約権の数		1,500個
目的となる株式の種類と数		普通株式　150,000株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　23,800円 (１株当たり　238円)
権利行使期間		2018年８月18日から 2028年７月31日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	予約権の数　1,500個 目的となる株式数　150,000株 保有者数　１名
	監査役	－

(注) 1．当社は、2019年７月18日付で株式１株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整して記載しております。

2．新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

① 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 「新株予約権の行使時の払込金額（１円未満切り上げ）(以下、「行使価額」という。)」において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199 条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当による場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)。

(b) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当

該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。

(c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

(d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。)。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

④ 新株予約権の発行によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことができない。

⑤ 各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

		第２回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		2018年７月30日	2018年12月17日
新株予約権の数		1,112個	22個
目的となる株式の種類と数		普通株式　111,200株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式　2,200株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き替えに払込は要しない	新株予約権と引き替えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　23,800円 (１株当たり　238円)	新株予約権１個当たり　23,800円 (１株当たり　238円)
権利行使期間		2020年８月１日から 2028年６月30日まで	2021年１月１日から 2028年６月30日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	予約権の数　590個 目的となる株式数　59,000株 保有者数　２名	－
	監査役	予約権の数　20個 目的となる株式数　2,000株 保有者数　１名	予約権の数　10個 目的となる株式数　1,000株 保有者数　１名

(注) １．当社は、2019年７月18日付で株式１株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整して記載しております。

２．新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

① 新株予約権発行時において当社取締役または監査役もしくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

③ 本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

記載すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小　野　　悟	
常務取締役	小　野　優　子	IT・商品部担当
取締役 CFO	杜　山　悦　郎	管理部担当 株式会社ギブテック　専務取締役
取　締　役	栗　崎　俊　紀	営業部担当
取　締　役	樋　口　荘　祐	経営企画部及びIT・商品部担当 株式会社ギブテック　代表取締役
取　締　役	船　山　雅　史	船山公認会計士事務所　代表 株式会社フィナンテック　社外取締役 株式会社三栄建築設計　社外取締役 株式会社割符サービス　社外取締役 公益財団法人寿財団　監事
常勤監査役	久　富　有　道	株式会社ギブテック　監査役
監　査　役	元　田　達　弥	元田会計事務所　所長 株式会社MTコンサルティング　代表取締役 テイ・エス テック株式会社　社外監査役
監　査　役	坂　野　弘　樹	坂野弘樹司法書士事務所　代表 株式会社ミルクコントリビューション　代表取締役 一般社団法人わが家の信託協会　理事

（注）1．小野優子氏は、2020年７月31日に取締役を退任いたしました。なお、当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。
2．船山雅史氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3．久富有道氏、元田達弥氏及び坂野弘樹氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4．社外取締役船山雅史氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．常勤監査役久富有道氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6．監査役元田達弥氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．監査役坂野弘樹氏は、司法書士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
(1) 当事業年度中に就任した取締役及び監査役

地　位	氏　名	異動日
取　　締　　役	樋　口　荘　祐	2020年８月１日

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

地　位	氏　名	異動日（退任理由）
常 務 取 締 役	小　野　優　子	2020年７月31日（辞任）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、2021年２月以降の取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取　　締　　役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	89,865千円 (1,320千円)
監　　査　　役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	6,600千円 (6,600千円)
計	9名	96,465千円

(注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は5名（うち社外取締役1名)、監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。
2. 上記人数には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでいます。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額14,295千円（取締役13,695千円、監査役600千円）を含んでおります。
4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 役員の報酬等の額は、2018年3月29日開催の第23期定時株主総会において、取締役については年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査役については年額50百万円以内とそれぞれ決議されております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　船山雅史	16回中16回	100.0%	－	－
監査役　久富有道	16回中16回	100.0%	16回中16回	100.0%
監査役　元田達弥	16回中16回	100.0%	16回中16回	100.0%
監査役　坂野弘樹	16回中16回	100.0%	16回中16回	100.0%

(注) いずれも就任期間中の状況を記載しております。

ロ．取締役会及び監査役会における発言状況

取締役船山雅史氏は、公認会計士、税理士としての専門知識と他社の社外役員としての経験に基づき、出席した取締役会において、適宜必要な発言を行っております。

常勤監査役久富有道氏は、長年にわたる経理業務の経験を通じて培った知識・見地から、出席した取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

監査役元田達弥氏は税理士としての専門知識と他社の社外役員としての経験に基づき、出席した取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

監査役坂野弘樹氏は司法書士としての専門知識に基づき、出席した取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

永和監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査の状況及び監査計画の内容について確認を行い、監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、監査報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っています。

(3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査法人の選任手続きに際しては、監査役会が定める「会計監査人の解任又は不再任の決定方針」に照らして、該当する事実の有無について、担当部署や監査法人との面談等を通じて確認を行い、その結果を総合的に勘案して判断をしております。当該決定方針では、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることとなっております。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、当社取締役会で決議いたしております。その内容の概要は以下のとおりであります。

（1）業務の適正を確保するための体制

① 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ．経営理念、「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、当社グループの取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。

ロ．「内部通報規程」を制定し、コンプライアンス違反行為等について、当社グループの取締役・使用人が直接情報提供を行える内部通報制度を整備します。内部通報制度の利用者は、その利用において、いかなる不利益も受けないものとします。

ハ．当社グループの取締役・使用人の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役社長直轄の内部監査責任者を選任し、「内部監査規程」に基づき当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行います。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む）については、「文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。

ロ．取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループは、事業活動において想定される各種リスクを適切に認識し、損失発生の未然防止に努めるため「リスク管理規程」を制定します。この規程に則り、当社グループのリスク管理を統括するリスク管理担当役員を任命するとともに、リスク管理統括部門を設置し、取締役・使用人のリスク管理マインド向上のための勉強会等を開催するなどリスク管理体制の整備を推進します。

ロ．重大なリスクが顕在化したときは、損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じます。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会に加えて、迅速に意思決定を行うため、必要に応じて会議等を機動的に開催するものとします。

ロ．取締役会等において決定された事項は、当該業務を執行する担当部門において速やかに実施する体制を整えます。

ハ．ＩＴを活用した情報システムを構築し、迅速かつ的確な経営情報の把握に努めます。

⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ．当社は、「子会社管理規程」を定め、子会社に対して経営上の重要事項の承認手続き及び定期的な業務執行状況・財務情報などの報告が適正に行われる体制を整えます。

ロ．当社の内部監査の対象に子会社を含めることとし、当社グループ全体の業務が適正であるかどうかを定期的にモニタリングして、必要な改善と適正性向上のための対策を講じます。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ．財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。

ロ．財務報告の信頼性を確保するための内部統制構築に関する基本的計画を事業年度ごとに策定し、これに沿ってこの体制を構築し、必要に応じた改善を行います。

⑦ 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役は、内部監査責任者その他の使用人に対し、監査業務補助を行うよう要請できるものとします。

ロ．監査役から職務の補助を求められた使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指示のみに従うものとし、取締役の指揮・監督は受けないものとします。

⑧ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．取締役会等の重要な会議に監査役が出席することにより、情報の共有を図ります。また、監査役から重要な事項に関して説明を求められた場合には、適切に対応します。

ロ．当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項、内部監査の実施状況、当社グループの内部統制に関する状況を監査役に報告します。

ハ．当社は、前項の報告をした者に対して、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止します。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行います。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定します。

ロ．監査の実施にあたり監査役会が必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

ロ．反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察・弁護士・公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター等の外部専門機関とも連携し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、事業計画の進捗状況確認及び重要な意思決定等において、社外監査役を交えた活発な議論を行いました。また、監査役会は16回開催され、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査責任者、監査法人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査責任者は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

2020年12月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,836,899	流動負債	320,144
現金及び預金	1,517,602	支払手形及び買掛金	105,218
売掛金	239,515	未払金	19,686
商品及び製品	107	未払法人税等	4,546
原材料及び貯蔵品	7,196	未払消費税等	35,427
前渡金	63,637	前受金	126,843
その他	8,840	賞与引当金	3,792
固定資産	83,061	その他	24,630
有形固定資産	41,224	固定負債	247,870
建物及び構築物	25,090	退職給付に係る負債	18,020
工具、器具及び備品	3,194	役員退職慰労引当金	229,850
土地	12,939	負債合計	568,014
無形固定資産	4,803	純資産の部	
商標権	205	株主資本	1,351,496
ソフトウエア	4,132	資本金	91,075
その他	465	資本剰余金	69,575
投資その他の資産	37,032	利益剰余金	1,190,846
繰延税金資産	9,880	新株予約権	450
その他	27,151	純資産合計	1,351,946
資産合計	1,919,961	負債・純資産合計	1,919,961

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自　2020年 1 月 1 日
至　2020年12月31日

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,153,861
売上原価		1,180,611
売上総利益		973,249
販売費及び一般管理費		652,689
営業利益		320,560
営業外収益		
受取利息	402	
有価証券売却益	275	
為替差益	9,170	
債務勘定整理益	13,892	
助成金収入	5,597	
その他	312	29,650
営業外費用		
上場関連費用	16,920	
その他	1,045	17,966
経常利益		332,245
特別利益		
投資有価証券売却益	3,140	3,140
特別損失		
その他	0	0
税金等調整前当期純利益		335,385
法人税、住民税及び事業税	66,283	
法人税等調整額	13,469	79,753
当期純利益		255,632
親会社株主に帰属する当期純利益		255,632

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自　2020年 1 月 1 日
至　2020年12月31日

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	21,500	－	975,214	996,714
当期変動額				
新株の発行	69,575	69,575		139,150
剰余金の配当			△40,000	△40,000
親会社株主に帰属する当期純利益			255,632	255,632
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	69,575	69,575	215,632	354,782
当期末残高	91,075	69,575	1,190,846	1,351,496

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他包括利益累計額合計		
当期首残高	1,708	1,708	450	998,872
当期変動額				
新株の発行				139,150
剰余金の配当				△40,000
親会社株主に帰属する当期純利益				255,632
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,708	△1,708	－	△1,708
当期変動額合計	△1,708	△1,708	－	353,073
当期末残高	－	－	450	1,351,946

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2020年12月31日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,829,769	流動負債	319,483
現金及び預金	1,512,806	買掛金	105,190
売掛金	239,405	未払金	19,545
前渡金	63,087	未払費用	15,170
前払費用	5,694	未払法人税等	4,381
その他	8,776	未払消費税等	35,427
固定資産	111,809	前受金	126,843
有形固定資産	40,936	預り金	9,131
建物	24,990	賞与引当金	3,792
工具、器具及び備品	3,006	固定負債	247,870
土地	12,939	退職給付引当金	18,020
無形固定資産	3,839	役員退職慰労引当金	229,850
商標権	205	負債合計	567,353
ソフトウエア	3,168	純資産の部	
その他	465	株主資本	1,373,775
投資その他の資産	67,032	資本金	91,075
関係会社株式	30,000	資本剰余金	69,575
繰延税金資産	9,880	資本準備金	69,575
その他	27,151	利益剰余金	1,213,125
資産合計	1,941,578	利益準備金	5,375
		その他利益剰余金	1,207,750
		繰越利益剰余金	1,207,750
		新株予約権	450
		純資産合計	1,374,225
		負債・純資産合計	1,941,578

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

自　2020年 1 月 1 日
至　2020年12月31日

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,141,429
売上原価		1,171,657
売上総利益		969,771
販売費及び一般管理費		632,718
営業利益		337,053
営業外収益		
受取利息	402	
有価証券売却益	275	
為替差益	9,170	
債務勘定整理益	13,892	
関係会社業務受託収入	7,200	
助成金収入	3,837	
その他	312	35,090
営業外費用		
上場関連費用	16,920	
その他	864	17,784
経常利益		354,359
特別利益		
投資有価証券売却益	3,140	3,140
特別損失		
その他	0	0
税引前当期純利益		357,499
法人税、住民税及び事業税	66,118	
法人税等調整額	13,469	79,588
当期純利益		277,911

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自　2020年 1 月 1 日
至　2020年12月31日

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
					繰越利益剰余金		
当期首残高	21,500	－	－	5,375	969,839	975,214	996,714
当期変動額							
新株の発行	69,575	69,575	69,575				139,150
剰余金の配当					△40,000	△40,000	△40,000
当期純利益					277,911	277,911	277,911
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	69,575	69,575	69,575	－	237,911	237,911	377,061
当期末残高	91,075	69,575	69,575	5,375	1,207,750	1,213,125	1,373,775

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,708	1,708	450	998,872
当期変動額				
新株の発行				139,150
剰余金の配当				△40,000
当期純利益				277,911
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,708	△1,708	－	△1,708
当期変動額合計	△1,708	△1,708	－	375,352
当期末残高	－	－	450	1,374,225

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月22日

株式会社グローバルインフォメーション
取締役会　御中

永和監査法人

東京都中央区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　荒川　栄一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　清水　巧　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社グローバルインフォメーションの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルインフォメーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月22日

株式会社グローバルインフォメーション
取締役会　御中

永和監査法人

東京都中央区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　荒川　栄一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　清水　巧　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社グローバルインフォメーションの2020年１月１日から2020年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年1月１日から2020年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
   (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
   (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部署その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
      ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所における業務及び財産の状況を調査いたしました。
      また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
      ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
      ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月24日

株式会社グローバルインフォメーション　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　久　富　有　道　㊞

監　査　役（社外監査役）　元　田　達　弥　㊞

監　査　役（社外監査役）　坂　野　弘　樹　㊞

以上

株主総会会場ご案内

川崎市麻生区上麻生１丁目１番１号
ホテル モリノ新百合丘　７階　桧の間
TEL 044－953－5111（代）

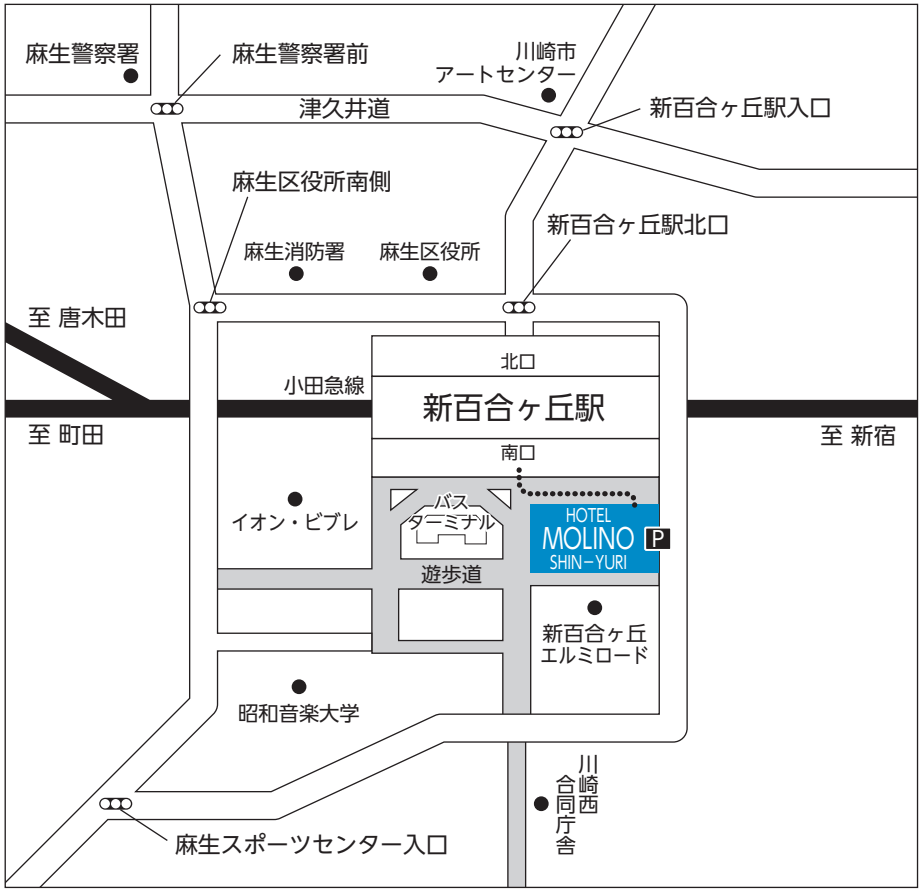

交通：【徒歩の場合】
◎小田急線／新百合ヶ丘駅より南口を出て左折　徒歩１分
【お車ご利用の場合】
◎東名川崎I.C.より約20分
◎空港リムジンバスにて、成田より約140分、
羽田より約70分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK